

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和 5 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 7 議案第 2 号 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第 3 号 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 9 議案第 4 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 10 議案第 5 号 遠軽町地域公民館条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 11 号 令和 6 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 12 号 令和 6 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 一般質問
- 日程第 19 議会運営委員の補欠委員選任について
- 日程第 20 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 21 意見案第 2 号 令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 22 意見案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 23 意見案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、
「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充を求める意見書

令和6年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月18日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 遠軽町地域公民館条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第11号 | 令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第12号 | 令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号） |

◎出席議員（15名）

- | | | | | |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 議長 | 16番 | 杉本 信一 君 | 15番 | 竹中 裕志 君 |
| | 1番 | 白幡 隆一 君 | 2番 | 秋元 直樹 君 |
| | 3番 | 黒坂 貴行 君 | 4番 | 阿部 君枝 君 |
| | 6番 | 戸松 恵子 君 | 7番 | 山本 悟 君 |
| | 8番 | 佐藤 昇 君 | 9番 | 佐藤 登 君 |
| | 10番 | 山谷 敬二 君 | 11番 | 前島 英樹 君 |

1 2 番 佐 藤 和 徳 君
1 4 番 今 村 則 康 君

1 3 番 渡 辺 清 夏 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 佐 藤 祐 治 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君 農 業 委 員 会 会 長 石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長 澤 口 浩 幸 君 総 務 部 長 鈴 木 浩 君
民 生 部 長 堀 嶋 英 俊 君 経 済 部 長 内 野 清 一 君
総 務 課 長 堂 前 政 好 君 情 報 管 財 課 長 吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長 中 原 誉 君 財 政 課 長 今 井 昌 幸 君
税 務 課 長 (兼 滞 留 対 策 参 事 長) 渡 邊 亮 司 君 保 健 福 祉 課 長 岩 井 誠 志 君
住 民 生 活 課 長 太 田 貴 幸 君 農 政 林 務 課 長 広 瀬 淳 次 君
建 設 課 長 米 谷 克 美 君 水 道 課 長 大 川 寿 雄 君
生 田 原 総 合 支 所 長 今 泉 郁 夫 君 生 田 原 総 合 支 所 参 事 大 泉 勝 義 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長 加 藤 政 勝 君 白 滝 総 合 支 所 長 長 原 裕 一 君
会 計 管 理 者 奥 山 隆 男 君 教 育 部 長 古 賀 伸 次 君
総 務 課 長 西 聡 君 社 会 教 育 課 長 中 南 秀 隆 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 堂 前 政 好 君 監 査 委 員 事 務 局 長 成 中 克 也 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 広 瀬 淳 次 君

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 小 野 寺 正 彦 君 事 務 局 参 事 成 中 克 也 君
事 務 局 主 任 堂 前 あ す か 君

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和6年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和5年度及び令和6年度例月出納検査の結果、令和5年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、5月22日開催の第8回総務文教常任委員会において、副委員長の互選を行い、12番佐藤委員が副委員長に選出されました。また、6月7日開催の第36回広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を行い、委員長に白幡委員、副委員長に戸松委員が選出されました。

次に、本定例会の日程は、第18までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、阿部議員、9番佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員長（秋元直樹君）　－登壇－

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和6年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月12日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月20日までの3日間と決定いたしました。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月19日午後3時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君）　お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月20日までの3日間に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月20日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君）　日程第3　町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君）　－登壇－

令和6年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和6年第2回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、アイルランドとの交流についてであります。3月15日から17日までの3日間、同国の文化を楽しむ「エンアイリッシュデー2024」を開催いたしました。

このイベントは、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン交流の相手国である同国に対し、町民の皆様には愛着を持っていただくことを目的に、令和3年から開催しているものであり、17日には、同国のナショナルデーである「セントパトリックスデー」に合わせ、芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」においてアイルランド音楽のライブやアイルランド産牛肉の試食会、クイズ大会などを催し、皆様楽しんでいただきました。

そのほか、子ども屋内遊戯施設「キッズメトロ」での子ども向けミニイベント、岩見通南2丁目街路灯の緑色ライトアップなど、多くの皆様にアイルランド文化に触れ合っていたところ です。

また、4月22日には、駐日アイルランド大使のデミアン・コール閣下が来町され、北

海道家庭学校にある「1964東京オリンピックゆかりの展示林」などの見学のほか、えんがる球技場において遠軽高等学校ラグビーフットボール部との交流が行われました。

今後も、同国との交流を深め、展示林の木々を後世に残し、森林を守り育てることや、国際交流の大切さを次世代に継承する取組を継続していきたいと考えております。

次に、新たなマテリアルリサイクル推進施設「えんがるリサイクルセンター」についてありますが、かねてより遠軽地区広域組合が建設を進めてきました同センターが完成し、4月1日から稼働を開始しました。

旧リサイクルセンターの老朽化、リサイクル率の向上、最終処分量の削減の必要性から新たに建設したものであり、今後も、湧別町及び佐呂間町とともに、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めてまいります。

次に、遠軽警察署との犯罪被害者等支援に関する協定についてですが、4月3日、遠軽町犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害者等の支援を迅速に行うことを目的に、同署と協定を締結しました。本協定により同署との連携を強化し、犯罪被害者等を守る体制を整え、住みよい町を目指してまいります。

次に、9年ぶりに本町で開催されました「NHKのどじまん in 遠軽町」についてですが、4月7日に芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」において公開生放送されました。

令和4年8月に音響効果の優れた同プラザがオープンし、その開館記念事業の一つとして実施する案もありましたが、会場収容人数が1,000人以上という要件があったことから開催を断念し、NHK北見放送局とは継続した情報交換を行っておりました。その中で、今年度から会場収容人数要件が緩和されるとの情報をいただき、緩和後、初の今回の開催に至ったものであります。

当日は、前日の予選会を突破した20組が、約500人の観覧者の声援の中、自慢の歌声を披露しました。「のどじまん」の開催により、多くの方に楽しんでいただいたのと同時に、「のどじまん」は、国内はもとより、インターネット配信を通じて全世界で見ることのできる長寿番組であることから、遠軽や国宝、黒曜石などを世界に発信できたと考えております。

次に、新庁舎建設についてですが、4月18日、地鎮祭並びに安全祈願祭が執り行われ、関係者において工事中の安全を祈願しました。現在、工事は予定どおり進捗しており、今年度は、主に基礎工事と1階、2階部分の躯体工事を予定しております。

次に、5月14日に開催しました第25弾GeoCafe「『北海道白滝遺跡群出土品』国宝1周年記念安彦良和の歴史トーク」についてですが、会場の芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」には、約300人の来場がありました。

国宝指定1周年を記念したGeoCafeの講師には、遠軽町出身で人気アニメ「機動戦士ガンダム」のキャラクターデザイン等を手がけた漫画家の安彦良和氏を迎え、安彦作品のモチーフとなった遠軽町や近隣地域の歴史に関する講演のほか、国宝の魅力について

町職員との対談が行われました。

今後も、国宝となった黒曜石の価値を広め、「日本最古の国宝のまち 遠軽町」をPRするため、さらなる文化の振興と観光に取り組んでまいります。

次に、能登半島地震に係る職員派遣についてであります。5月17日から26日まで、石川県輪島市に職員1人を派遣しました。派遣は、北海道の派遣要請に応じたものであり、現地では罹災証明書発行業務や物資支援業務に従事しました。引き続き、被災地が復興を遂げるその日まで、可能な限り支援をしていく考えであります。

次に、要望関係についてであります。5月22日に高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として網走開発建設部に対し、早期の整備促進について要望を行ってまいりました。また、6月10日には、遠軽地区総合開発期成会として網走開発建設部及び北海道オホーツク総合振興局に対し、地域の懸案事項について要望を行ってまいりました。今後におきましても、地域課題解決のため、根気強く機会を捉えて要望してまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法の規定により議会に報告するものです。

報告第2号令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和5年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、計画を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、計画を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町地域公民館条例の一部改正については、瀬戸瀬地域公民館の移転に伴い、位置及び使用料の規定を改定するため本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、標準下水道条例の一部改正に鑑み、排水設備工事責任技術者に関する規定を改正するほか、所要の規定を整理するた

め、本条例を定めるものです。

議案第8号及び議案第9号の工事請負契約の締結については、令和6年度公共駐車場整備工事その2及び令和6年度白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、電柱共架ケーブルの移設工事等に伴う難視聴共同受信施設維持管理補助金、遠軽地域生活安全灯改修工事、自営光ケーブルを移設するための情報通信線維持工事、定額減税調整給付金給付事業及び物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る経費等を計上したところです。

議案第11号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動等に伴う人件費を計上したほか、清川浄水場温風暖房機更新工事を計上したところです。

議案第12号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大泉生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（大泉勝義君） それでは、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告いたします。

別紙1が、第33期令和5年度事業報告書、別紙2が、第34期令和6年度事業計画書でございます。

それでは、第33期令和5年度事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

1ページ目をお開き願います。

1、事業全般の状況については、記載のとおりですのでお目通し願います。

1ページ中段から、振興公社の運営状況でございます。

ノースキング入浴利用者であります、年間利用実績といたしましては5万1,377

人、前年と比べまして2,703人の増加となっております。

宿泊利用者であります。年間利用実績といたしましては9,989人となり、前年と比べまして460人の増加となっております。

続きまして、次ページ上段、レストラン利用であります。団体イベントや宴会等の予約が徐々に回復し、年間利用実績といたしましては3万568人となり、前年と比較いたしまして996人の増加となりました。

ちゃちゃワールドの入館利用者であります。お客様の満足度向上及び来館者の促進に努め、また、昨年12月にオープンしましたキッズメトロとの顧客数の分散化の影響もあり、年間利用実績といたしましては1万2,279人となり、前年と比較いたしまして457人の減少となりました。

次に、売店その他売上等であります。年間売上げは2,133万円となり、前年と比較して1,083万円の減少となりました。

一般管理費につきましては、日頃から節電等経費削減に努めましたが、燃料をはじめとする資源価格の高騰の影響で、一般管理費は2億1,363万円となりました。前年と比較し1,454万円の増加となりました。

純売上高は2億3,388万円となり、経常利益はマイナス979万円となり、減収減益となっております。

続きまして、3ページ上段、年間集客数ですが、レストランを含めたホテルノースキングが9万1,934人、ちゃちゃワールドが1万2,279人、両施設合わせまして10万4,213人の集客となっております。

3ページ中段から役員会等、2、会社の概要を記載しております。

3ページ下段から4ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況が記載されております。

5ページ目につきましては株主名簿ですので、それぞれお目通し願います。

6ページにつきましては、ノースキングの宿泊者、入浴者、レストランの利用者実績及びちゃちゃワールドの入館者実績です。

次に、7ページをお開き願います。

貸借対照表です。

資産の部の流動資産については、現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして4,799万8,050円、固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具、器具備品を含めまして47万6,485円、無形固定資産は電話加入権で22万6,408円、投資等は出資金の1万円で、資産合計は4,871万943円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせまして1,791万7,604円で、固定負債は、長期借入金1,248万5,000円であり、負債合計は3,040万2,604円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000

万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,339万1,661円、純資産合計は1,830万8,339円であります。負債・純資産の合計は、資産合計と同額の4,871万943円であります。

8ページ目を御覧願います。

8ページ目から9ページは、損益計算書であります。

純売上高、売上は2億3,388万1,258円です。

売上原価は、期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額4,087万9,930円で、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は1億9,300万1,328円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの企画展費まで合わせまして2億1,363万4,074円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益はマイナス2,063万2,746円であります。

営業外収益は、受取利息から雑収入まで合わせまして1,097万713円となっております。

営業外費用は、支払利息で13万3,196円となっており、営業利益に営業外収益を加算し、さらに営業外費用を差し引いた経常利益はマイナス979万5,229円であります。

特別利益は、補助金等収入で48万6,666円となっており、特別損失は、固定資産圧縮損で48万6,666円となっており、特別利益と同額となっております。

税引前当期純利益マイナス979万5,229円に法人税等充当額20万6,000円を加えました当期純利益はマイナス1,000万1,229円であります。

次に、10ページを御覧願います。

株主資本等変動計算書で御説明いたします。

資本金、当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動ありませんので、当期末残高と同額であります。

その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス339万432円、当期純損益金がマイナス1,000万1,229円であります。当期末残高はマイナス1,339万1,661円となります。

以上により、株主資本合計は1,830万8,339円となり、純資産合計も同額でございます。

次に、11ページを御覧願います。

監査報告につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

続きまして、別紙2を御参照願います。

第34期令和6年度事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までであります。

1ページ目をお開き願います。

株式会社生田原振興公社の基本方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービス向上に努めております。ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し販売促進に努め、また、観光協会等の団体と協力し、地場産品の販売促進に努めることとしております。

以下、事業方針につきましては、記載のとおりでありまして、詳しい説明は省略させていただきますので、お目通し願います。

3 ページ目をお開き願います。

令和6年度収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億5,140万9,000円が見込まれており、前年実績の105%として計画されております。

営業外収益は、雑収入で572万1,000円を見込み、収入合計は2億5,713万円となっております。

4 ページ目を御覧願います。

次に、支出についてであります。仕入は4,611万円、販売費及び一般管理費は職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が8,859万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が1億404万円となっております。

5 ページをお開き願います。

交際費から手数料までの諸経費が1,941万円を見込み、販売費及び一般管理費計は2億1,204万円であります。営業外費用は支払利息の20万円、利益見込額はマイナス102万円、支出合計は、収入合計と同額の2億5,713万円となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和5年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越し

ましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1 ページをお開き願います。

令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2 款総務費1 項総務管理費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業につきましては312万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金312万8,000円です。低所得者支援補足給付金給付事業につきましては283万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金283万円です。

2 項徴税费、賦課徴収一般経費につきましては105万6,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の一般財源は105万6,000円です。

3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業につきましては611万6,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金611万6,000円です。

4 款衛生費1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては46万7,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金46万7,000円です。

6 款農林水産業費1 項農業費、畑地帯総合整備事業につきましては2,639万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、地方債2,630万円、一般財源は9万1,000円です。

10 款教育費2 項小学校費、小学校建設事業につきましては1億2,797万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金3,914万2,000円、地方債8,520万円、一般財源は362万9,000円です。

3 項中学校費、中学校建設事業につきましては8,824万1,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金2,686万円、地方債5,880万円、一般財源は258万1,000円です。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号令和5年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、まちづくり振興資金として50万円の御寄附を頂きました京都府京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地4、酒井昭広様。ふるさと振興資金として100万円の御寄附を頂きました札幌市清田区美しが丘3条1丁目8番7号、佐藤孝之様。国内外における人材育成資金として500万円の御寄附を頂きました遠軽町丸瀬布新町253番地、管野伸一様であります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まち・ひと・しごと創生推進事業資金として100万円の御寄附を頂きました札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会様。奨学資金貸付資金として300万円の御寄附を頂きました遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様。まち・ひと・しごと創生推進事業資金として500万円の御寄附を頂きました紋別郡湧別町開盛41番地、遠軽舗道株式会社様。国内外における人材育成資金として1,000万円の御寄附を頂きました遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組様であります。

以上、7件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更に

ついて御説明いたします。

瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定において準用する同条第1項の規定より、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

別紙、総合整備計画書であります。

変更点につきましては、さらにお開きいただきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。左が変更前、右が変更後であります。

1 ページ目、2. 公共的施設の整備を必要とする事情の1点目、スクールバスのうち、6行目の「児童」を「児童及び生徒」に、「南小学校」を「南小・中学校」に、2行下がつて「なる」を「なった」に、さらに2行下がりまして「中に整備する必要がある」を「に整備した」に、それぞれ改めまして、末尾に「また、南中学校まで登下校させる生徒のスクールバスについても、購入から10年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的に更新を行い、登下校の安全確保を図る」を加えます。

下段の3点目、道路のうち、2ページ目をお開きいただきまして、1行目に「瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化事業 橋長41.5メートル」を加えます。

次に、3. 公共的施設の整備計画の表の金額につきましては、右欄の変更後のみ御参照いただきたいと思います。上段の括弧内が変更後の金額、下段の金額が変更前の金額となります。1行目のスクールバスにつきましては、南中学校スクールバスの更新による事業費の追加、5行目の「瀬戸瀬川向道路岩見橋長寿命化事業」、事業主体「遠軽町」につきましては、新たな事業であるため、行を追加しております。

以上が変更点となります。

辺地に係る総合整備計画に位置づけた事業につきましては、辺地対策事業債の活用が可能となります。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道の協議の結果、本年5月13日付で同意をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 8 議案第 3 号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 議案第 3 号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。

遠軽町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものあります。

次のページをお開き願います。

別紙の表により、変更内容を説明いたします。左が変更前、右が変更後であります。

以下、変更点について御説明いたします。

1 ページ目、5 交通施設の整備、交通手段の確保、（3）計画の事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の表中、持続的発展施策区分、4 交通施設の整備、交通手段の確保、（1）市町村道路の中に 2 ページ目を飛ばして 3 ページ目をお開きください。3 ページ目、1 行目、宮前 1 号通道路改良舗装事業から 6 行目の水谷環状線道路改良舗装事業までの六つの事業を加えます。事業量等は表に記載のとおりで、事業主体は全て町であります。

3 ページ目、下段を御覧ください。

6 生活環境の整備、（1）現状と問題点のエ 消防施設及び救急体制の本文中、次のページ、4 ページ目本文の最後の行です。「消防車及び救急車」を「消防車、救急車及び広報車」に改めます。

4 ページ目、下段を御覧ください。

同項、（3）計画の事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の表中、持続的発展施策区分、5 生活環境の整備、事業名（施設名）、（5）消防設備、1 行目の事業内容、消防用車両整備事業の末尾に「広報車」を追加します。

5 ページ目を御覧ください。

8 医療の確保の（3）計画の事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の表中、持続的発展施策区分の 7 医療の確保、事業名（施設名）、（1）診療施設に「病院」を追加し、事業内容に「遠軽厚生病院医療機器整備事業 医療機器の更新」、事業主体に「厚生連」をそれぞれ追加いたします。

5 ページ目、下段を御覧ください。

9 教育の振興、（3）計画の事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の表中、持続的発

展施策区分の8 教育の振興、事業名（施設名）、（1）学校教育関連施設 校舎の、ページをめぐって6ページにお進みください。事業内容の1行目に「小学校環境改善整備事業」、2行目に「中学校環境改善整備事業」を追加いたします。内容につきましては、記載のとおり小中学校の空調等の整備で、いずれも事業主体は町であります。

変更点につきましては、以上であります。

今回の変更につきましては、北海道との協議の結果、本年4月24日付で同意をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明いたします。

本案は、マイナンバーカードと健康保険被保険者証が一体となったことから、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約です。

変更の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

規約第4条につきましては、変更文のとおり、また、規約第19条に規定する「別表第1」を削除し、「別表第2」を「別表」と改めるものです。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、この規約につきましては、地

方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第5号遠軽町地域公民館条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中南社会教育課長。

○社会教育課長（中南秀隆君） 議案第5号遠軽町地域公民館条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、瀬戸瀬地域公民館の移転に伴い、位置及び使用料の規定を改定するため、遠軽町地域公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町地域公民館条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町地域公民館条例の一部を次のように改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページをお開きください。

遠軽町地域公民館条例（抜粋）新旧対照表でありまして、（名称及び位置）、第2条の表、瀬戸瀬地域公民館の項中「遠軽町瀬戸瀬東町7番地」を「遠軽町瀬戸瀬東町124番地1」に改め、別表第1（第10条関係）瀬戸瀬地域公民館使用料金表の使用区分を「多目的室」、使用単位を「1時間」、使用料を「380円」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、令和6年7月1日から施行することとし、経過措置といたしまして、この条例の施行前になされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすとするものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町地域公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

渡邊滞納対策室参事。

○滞納対策室参事（渡邊亮司君） 議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、制限措置の対象となる行政サービス等を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例新旧対照表をお開きください。

別表第2の改正となり、補助金の項に掲げる行政サービス等の名称の欄の「サテライトオフィス等設置促進事業補助に関すること。」、「空き店舗等活用支援事業に関すること。」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(杉本信一君) 日程第12 議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正について説明いたします。

遠軽町公共下水道条例の一部改正については、下水道法第25条に基づく標準下水道条例の一部改正に鑑み、排水設備工事責任技術者に関する規定を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましても、参考資料の新旧対照表により説明いたしますので、そちらを御覧願います。

次のページの参考資料、遠軽町公共下水道条例新旧対照表であります。

排水設備工事事業者の指定の申請について規定している第7条の2第3項第4号中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、住民票の次に「、在留カード(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。)」を加え、同項第6号中「専属」を「選任」に改め、名簿の次に「、他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、指定の基準について規定している第7条の3第3号を「営業所ごとに、責任技術者を1人以上選任雇用していること。」に改め、責任技術者について規定している第7条の4第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項にただし書として、「ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。」を加え、責任技術者の承認について規定している第7条の5第1項中、2ページになりますが、「当該指定業者に専属」を「当該指定業者が選任」に改めるものです。

別紙に戻りまして、施行期日について、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(杉本信一君) 日程第13 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長(吉岡秀利君) 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度公共駐車場整備工事その2であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,765万円であります。

契約の相手方は、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月27日、株式会社渡辺組外6者により指名競争入札を行い、日新工業株式会社が6,765万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表12番に記載しておりますので御参照願います。

なお、日新工業株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和6年度白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は7,602万1,000円であります。

契約の相手方は、北海・高橋特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町白滝813番地、有限会社北海設備、代表取締役、山崎幸治。構成員、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社高橋組、代表取締役、増田眞一であります。

この工事につきましては、5月27日、有限会社三宮商会外6者により指名競争入札を行い、北海・高橋特定建設工事共同企業体が7,602万1,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表13番に記載をしておりますので御参照願います。

なお、北海・高橋特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

午前11時10分まで、暫時休憩とします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

◎日程第15 議案第10号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億3,880万6,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に2億3,071万円を追加し、総額を11億7,238万4,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に2,105万円を追加し、総額を1億3,565万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に2,103万8,000円を追加し、総額を16億7,795万7,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に556万円を追加し、総額を2億556万円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に480万円を追加し、総額を25億3,980万円とするものです。

これにより、歳入合計174億5,564万8,000円に2億8,315万8,000円を追加し、総額を177億3,880万6,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2億7,873万円を追加し、総額を46億4,515万円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に46万円を追加し、総額を17億4,6

51万8,000円とするものです。

8款土木費につきましては、4項都市計画費に96万8,000円を追加し、総額を16億6,226万3,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に300万円を追加し、総額を19億7,675万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計174億5,564万8,000円に2億8,315万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の177億3,880万6,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正について説明いたします。3ページを御覧ください。

地方債の変更につきましては、生活安全灯整備事業の限度額を記載のとおり変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、総務一般経費35万円につきましては、駐日アイルランド大使などの町とゆかりのある来客が当初の見込みより多く、まちづくりのための懇談など行政事務執行上の必要性から、会食機会が増加したことによる食糧費の追加です。

5目財産管理費、テレビ視聴環境整備事業444万4,000円につきましては、生田原伊吹清里テレビ共同受信組合が所有する共同受信施設のケーブルの損傷により53万9,000円の修繕費用が発生し、さらに若松テレビ組合が所有する電柱共架ケーブルの移設工事が新たに必要となり、390万5,000円の工事費用が発生したことから、両組合が負担する費用を補助するため、難視聴共同受信施設維持管理補助金の追加です。

10目自治振興費、生活安全灯管理事業534万6,000円につきましては、当初予算において遠軽地域の生活安全灯39基の改修を予定しておりましたが、39基以外の生活安全灯において緊急に撤去が必要なものが判明し、当初予算により遠軽地域の9基を改修したことにより、当初予定していた改修工事の予算に不足が生じるため、遠軽地域生活安全灯改修工事の追加です。

11目電算管理費、電算システム管理事業1,450万円につきましては、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の整備工事に伴い、豊里交差点の電柱に共架している町の光ケーブルの移設工事が新たに必要となったため、情報通信線維持工事の追加です。

15目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金11件分1,711万円を追加、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税3件分650万円の追加です。

16目物価高騰対策費、定額減税調整給付金給付事業1億4,298万4,000円につきましては、国が実施する定額減税において、納税者本人と扶養親族の数から算定される

減税額が定額減税を行う前の所得税額、個人住民税所得割額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる場合にその差額を給付金として給付するための必要な経費を計上するもので、会計年度任用職員報酬63万1,000円、時間外及び休日勤務手当75万3,000円、職員共済組合負担金3万7,000円、福祉協会負担金1,000円、報酬職社会保険料9万1,000円、費用弁償7,000円、消耗品費5万9,000円、印刷製本費35万7,000円、案内送付等に係る通信運搬費114万8,000円、銀行振込に係る手数料132万円、定額減税調整給付金は対象者を3,335人と見込み1億3,858万円を計上するものです。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業8,749万6,000円につきましては、令和6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税となった方のみで構成されることとなった世帯及び個人住民税所得割が課されていない方のみで構成されることとなった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するとともに、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合に児童1人当たり5万円を給付するための必要な経費を計上するもので、職員の時間外及び休日勤務手当69万円、消耗品費21万8,000円、印刷製本費9万9,000円、案内送付等に係る通信運搬費23万円、銀行振込に係る手数料26万4,000円、総合行政情報システム改修業務委託料49万5,000円、物価高騰対応重点支援給付金は、住民税非課税世帯を300世帯、住民税均等割のみ課税世帯を500世帯、こども加算給付金を110人と見込み8,550万円を計上するものです。

11ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費、乳幼児健診事業46万円につきましては、出産後から切れ目のない健康診査体制を整備することを目的に、新たに乳幼児に係る1か月健診に伴う費用を助成するため、乳幼児健康診査扶助費を1人当たり上限4,000円とし、115人分を見込み計上するものです。

13ページをお開き願います。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業96万8,000円につきましては、地籍調査において生田原清里の国有林内に町有地が存在することが判明したため、国有林との境界に永久杭を埋設する必要が生じたことから、地籍調査事業永久杭埋設業務委託料を計上するものです。

15ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附により奨学資金貸付基金繰出金の追加です。

次に、2、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2億3,048万円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加です。

3目衛生費国庫補助金23万円につきましては、乳幼児に係る1か月健診の実施に伴う

母子保健医療対策等総合支援事業補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1,605万円につきましては、まちづくり振興資金として4件の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金500万円につきましては、地方創生推進資金として1件500万円の企業版ふるさと納税寄附金を頂いたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、2,103万8,000円の追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金556万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

22款町債1項町債1目総務債につきましては、生活安全灯整備事業債480万円の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） お手元の令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）に関する資料を御覧願います。

1枚お開き願いまして、情報通信線の維持工事に係る位置図になります。

高規格道路の延伸に伴います豊里交差点内の光ケーブルにつきましては、高規格道路の高架橋設置が計画されていることに伴いまして、現在、地上にあります光ケーブルを撤去しまして、豊里交差点のセブンイレブン側から地下に埋設管を設置しまして、六郷聖苑側に15メートル道路を横断し、そこからさらに生田原側に150メートルと丸瀬布側に85メートルの計250メートルにわたり光ケーブルを移設するための工事となるところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、9ページ、10ページ。

前島議員。

○11番（前島英樹君） 先ほど説明ございました、2款総務費の総務管理費の電算管理費の情報通信線維持工事、光ケーブルの部分で、旭川紋別道の高規格道路の工事に伴う移設というふうに御説明いただきましたけれども、国のほうから補償金といいますか、移設をする部分の補償というものが受けられるのかどうか、1点お聞きさせていただきます。

○議長（杉本信一君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

補償費に関してなのですけれども、現在あります光ケーブルにつきましては、道路敷地内の電柱を利用しておりました、光ケーブルを設置するために開発との間で道路占用許可条件書を交わしております。その条件の中に、「道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他道路管理上の事由により占用物件の移転、除去その他の措置を行う必要が生じた場合には、占用者側が自ら費用負担によりまして占用物件を移転、除去その他必要な措置を取らなければならない」ということで記載されておりました、今回の移転につきましては、補償費が適用されないということになっているような状況です。

今回にかかわらず、前回、瀬戸瀬のインターのときにもそのような形で、占用道路の部分については、除去する場合は占用側が払うということによって決まっておりましたので、その辺で、そういう形の光ケーブルにつきましては補償費が出ないということになっておりますので、御了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ございませんか。

9番佐藤議員。

○9番（佐藤 登君） 今の質問と関連するのですけれども、光ケーブル移設に関して、迂回路、仮設道路等は必要になってくるのかどうかについて伺います。

○議長（杉本信一君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問にお答えさせていただきますけれども、光ケーブルの移設のことで、具体的な工事の迂回路等につきましては、うちのほうではなくて建設のほうになるかもしれないのですけれども、具体的なルートにつきましては、うちのほうでは未定となっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ございませんか。

秋元議員。

○2番（秋元直樹君） 物価高騰対策費、1の定額減税調整給付金給付事業と、2の物価高騰対応重点支援給付金給付事業についてですけれども、給付のスケジュール等々はどのような見込みをされていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊亮司君） お答えいたします。

今回の補正予算可決後にシステムの変更、改修に着手しまして、8月中のお知らせ案内発送、支出に関しては9月中旬以降といったようなスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業につきましては、同様に、今回の議会で予算が議決後、早々にシステムのほうの改修に着手いたします。システムの改修後、7月上旬に該

当と思われる対象者に対して通知いたしまして、初回の支払日を7月第3週を目標に行っていく予定となっております。

以上です。

- 議長（杉本信一君） ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 4款衛生費、11ページ、12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 8款土木費、13ページ、14ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 10款教育費、15ページ、16ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。
15款国庫支出金、7ページ、8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 18款寄附金、7ページ、8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 19款繰入金、7ページ、8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 20款繰越金、7ページ、8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 22款町債、7ページ、8ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（杉本信一君） 次に、第2表地方債補正、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第11号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第11号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条は、令和6年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に352万7,000円を追加、総額を6億6,643万6,000円とするものです。

第3条は、予算第4条本文括弧書中「2億2,049万8,000円」を「2億2,690万円」に、「1億9,759万円」を「2億399万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費に640万2,000円を追加、総額を5億3,946万4,000円とするものです。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費「4,447万円」を「4,787万7,000円」に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出。

1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費、1節給料48万9,000円の減額、2節手当13万2,000円の減額、3節賞与引当金繰入額7万3,000円の減額、5節法定福利費14万円の減額、6節法定福利費引当金繰入額1万3,000円の減額は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

3目総係費、1節給料205万5,000円の追加、2節手当120万5,000円の追加、3節賞与引当金繰入額34万3,000円の追加、5節法定福利費70万6,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額6万5,000円の追加は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

次に、6ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出。

1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産取得費、4節機械及び装置取得費640万2,000円の追加は、清川浄水場温風暖房機更新工事の追加によるものです。

赤判4の令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）に関する資料、工事関係説明資料を御覧願います。

位置図と工事施工箇所になります。

2ページの工事施工箇所、清川浄水場1階平面図①で示したボイラー室にある温風暖房

機1台を更新します。この温風暖房機は、平成14年度に設置したものです。今年2月20日に、暖房機の運転中に機器燃焼室の故障により異常加熱で安全装置が作動し自動停止いたしました。本機は、管理棟1階に設置されておりまして、運転管理室、試験室など管理棟全体を暖房しております。故障が発生しましたのが厳寒期ということもありまして、急遽ポータブル暖房機をリースしまして対応しておりました。燃焼炉のみの交換も検討しましたが、設置から22年が経過して、オイルバーナーと安全装置、自動制御装置等の経年劣化が進んでおり、交換部品の供給も終了していることから、機器本体の更新工事の実施を提案しております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 資本的収入及び支出、6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号令和6年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第12号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第12号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条は、令和6年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用に260万7,000円を追加し、総額を10億4,224万7,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費「4,708万3,000円」を「4,969

万円」に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページを御覧願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、1節給料172万3,000円の追加、2節手当16万3,000円の追加、3節賞与引当金繰入額20万2,000円の追加、5節法定福利費39万6,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額3万8,000円の追加は、企業職員の人事異動により人件費の予算を補正するものです。

4目総係費、5節法定福利費8万5,000円の追加は、企業職員の標準報酬月額の変更により人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号令和6年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松本 信一

署 名 議 員 阿部 君枝

署 名 議 員 佐藤 登